# 国立公園の管理計画について

釧路自然環境事務所

### 〇作成の目的

国立公園管理計画は、地域の実情に即した国立公園管理業務の一層の徹底を 図り、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的として作成する もの。

#### 〇作成の手順

- ・管理計画は国立公園ごと(又は当該公園の地域ごと)に作成する。
- ・地方環境事務所長(釧路自然環境事務所長を含む)が関係する都道府県及び 市町村の意見を聴いて作成する。
- ・作成に当たっては、地元関係者の意見を十分に聴取するよう努めるほか、パブリックコメントにより広く意見を募集する。

# ○管理計画の内容

- (1) 国立公園の概況
- (2) 管理の基本方針
- (3) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
  - →特に保全すべき風景や景観、自然環境について記述。 関係施策や関係団体との連携についても記載。
- (4) 適正な公園利用の推進に関する事項
  - →利用に関する調整の仕組み、利用施設の整備方針、利用者への規制や 指導、安全対策や普及啓発について記述。
- (5)公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項 →公園事業及び行為許可の取扱方針について記述。
- (6) その他

## 〇知床国立公園の管理計画改定の方針

- ・平成5年3月以降、見直しが行われていない状況。平成5年以降、利用調整地区の指定や生態系維持回復事業計画の策定等、公園計画の変更が実施されている。また、平成17年には世界自然遺産に指定され、「科学委員会」「地域連絡会議」が設置されるとともに「遺産地域管理計画」等の各種計画の策定が実施されている。その他、公園事業の執行状況、自然生態系や公園利用の状況等、平成5年以降大きく変化しているため、全体的な内容の見直しを行う。
- ・遺産地域管理計画及びエゾシカ保護管理計画、海域管理計画、ヒグマ保護 管理方針、エコツーリズム戦略との整合性を図る。
- ・先端部および中央部の利用適正化基本計画はエコツーリズム戦略の策定を 機会に廃止することとし、必要な内容は管理計画の改訂に反映させる。